

発表事項

- 1 役員選任の認可
- 2 自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況
- 3 山口審査委員会事務局における廃止医療機関分に係る保険者への診療報酬の誤請求
- 4 令和7年6月審査分の審査状況
- 5 令和7年7月審査分の特別審査委員会審査状況

山口審査委員会事務局における廃止医療機関分に係る保険者への診療報酬の誤請求

概要

- 令和7年7月処理（令和7年6月診療）分において、経営主体が個人から医療法人に変更（組織変更）となった山口県所在の1医療機関から、変更後の診療年月分（6月診療分）のレセプトを変更前（5月31日まで）の廃止医療機関コードで山口審査委員会事務局に誤って請求されたため、変更後（6月1日から）の新たな医療機関コードで請求するよう連絡し、その後、正しく請求されたデータを受付けた。
- 変更前（5月31日まで）の廃止医療機関コードで請求されたデータと、変更後（6月1日から）の新たな医療機関コードで請求されたデータが存在していることから、変更前（5月31日まで）の廃止医療機関コードで請求されたデータを削除するため、廃止医療機関の情報を登録するが、7月26日以降に登録しなくてはならないところ、誤って7月25日に登録をしたため、データが削除されなかった。（登録期間を誤認）
- 医療機関情報を登録するシステムの運用保守業者において、毎月、廃止医療機関からの廃止年月日以降のレセプト請求が存在していないかシステム上で確認しているところだが、7月26日以降に登録しなくてはならないため、前日（25日）までのデータを確認するところを設計ミスにより、前々日分（24日）までしか確認できていなかった。

山口審査委員会事務局における廃止医療機関分に係る保険者への診療報酬の誤請求

対応状況

◆ 8月13日（水）より該当の35保険者の意向を伺い、診療報酬等の納入期日までに保険者毎に対応方法を決定

< 当月に対応を了した保険者数 ①及び②：10 / 翌月に再審査調整を行う保険者数 ③：25 >

項番	対応内容	保険者数
①	払込請求書を含む帳票の差し替えの了解いただいた保険者は、診療報酬等の納入期日前までに帳票の差し替えで対応	9
②	既に納入手続きを完了し、当月の請求額からの相殺を希望する保険者は、帳票及び払込請求書を差し替え、納入金額から差額分を当月に基金から振り込む	1
③	既に納入手続きを完了し、翌月の請求額からの相殺を希望する保険者は、再審査の仕組みで調整	25
合 計		35

※ ①及び②の払込請求書の差し替えが必要な10保険者のうち、5保険者は8月15日（金）に訂正後の請求関係帳票を発送済（8月18日（月）到着日付指定）、残りの5保険者は持参した。

再発防止策等の策定

- ◆ 現在、中四国事故防止対策委員会において、本部関係部を含め再発防止策を策定中
- ◆ 医療機関情報を登録するシステムの運用保守業者が確認しているシステムについて、令和7年8月処理から前日（25日）までのデータを確認できるよう改修を実施済

影響対象保険者の状況

保険者名	保険者数	請求件数	請求金額
協会けんぽ	1	525 件	4,588,611 円
船員保険	1	12 件	67,671 円
共済組合	8	81 件	561,279 円
健保組合	25	108 件	859,698 円
合 計	35	726 件	6,077,259 円